

サービス管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
大阪わかば高等学校	<p>病気休暇の承認手続について、診断書等の必要な確認書類が提出されていないものが3件あった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1611 709"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生日</th> <th>取得時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>令和6年6月20日から同月21日まで</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>令和7年1月21日から同月24日まで</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和6年3月7日から同年4月12日まで</td> <td>終日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生日	取得時間	A	令和6年6月20日から同月21日まで	終日	令和7年1月21日から同月24日まで	終日	B	令和6年3月7日から同年4月12日まで	終日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (病気休暇) 第14条 任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最低限の日又は時間とする。</p> <p>【病気休暇の承認手続の見直しについて（通知）（平成25年3月29日 教職員室企画課長）】 1 病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化</p> <table border="1" data-bbox="1676 926 2718 1115"> <thead> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。</td> <td>病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。 ○提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。</p> </div>	旧	新	7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。
職員	事実発生日	取得時間															
A	令和6年6月20日から同月21日まで	終日															
	令和7年1月21日から同月24日まで	終日															
B	令和6年3月7日から同年4月12日まで	終日															
旧	新																
7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年12月3日）